

第5回青森市農業委員会総会 議事録

1. 開会日時： 平成30年2月2日（金）午後3時00分

2. 開会場所： アウガ 5階 AV多機能ホール

3. 閉会日時： 平成30年2月2日（金）午後4時17分

4. 議 案

議案第32号 青森市農業委員会総会会議規則の一部改正について

議案第33号 青森市農業委員会部会会議規則の廃止について

議案第34号 青森市農業委員会事務処理規程の一部改正について

議案第35号 青森市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部改正について

議案第36号 青森市農業委員会部会委員互選規程の廃止について

議案第37号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定の一部改正について

議案第38号 青森市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について

議案第39号 青森市農業委員会遊休農地等の利用意向調査等の手続き規定の一部改正について

議案第40号 青森市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の委嘱及び同選考委員会への諮問について

5. 報 告

報告第14号 平成29年度農地パトロールの実施状況等について

報告第15号 地域の農業振興に関する要望について

報告第16号 実勢賃借料の情報提供並びに平成30年度農作業標準労賃等について

6. 出席した委員の議席番号及び氏名（31名）

1番 穠元 慶一	2番 小豆畑 緑	3番 穴水 佳行
4番 安部 浩一	6番 有馬 嘉蔵	7番 一戸 昭憲
8番 大柳 壽憲	9番 奥崎 元逸	10番 奥谷 俊治
11番 奥谷 進	12番 鎌田 清勝	13番 鎌田 政永
14番 工藤 健	15番 工藤 幸造	16番 工藤 榮
17番 工藤 隆志	18番 工藤 努	19番 小泉 作郎
20番 小泉 重年	21番 高坂 繁光	23番 澤谷 博信
24番 齊藤 光朗	25番 佐藤 紘一	27番 澤田 今日一
28番 館田 瑠美子	30番 堤 武久	33番 福士 修身

34 番 福田 公夫 35 番 森 正史 36 番 成田 幸信
38 番 渡邊 兼治

7. 欠席した委員の議席番号及び氏名（5名）

5 番 天内 輝明 22 番 齋藤 榮一 29 番 千葉 眞一
31 番 豊川 民男 32 番 西澤 清光

8. 来 賓

青森市副市長（市長代理） 前多 正博
青森市議会議長 里村 誠悦
一般社団法人青森県農業会議会長 山本 康樹
一般社団法人青森県農業会議事務局長 神 康仁
青森市農林水産部長 金澤 保

9. 会議に従事した職員の職・氏名

事務局長 梅田 喜次 次長 對馬 修治 分室長 太田 年紀
主幹 堀内 和之 主幹 岩渕 尚之 主査 小山 隆
主査 工藤 武 主事 立花 夕貴

10. 議事の概要

（開会、議事録署名、会期）

○事務局次長

次第に従いまして進めてまいります。ただ今の出席委員は在任委員 36 名中、31 名でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会は成立しております。

○事務局次長

最初に、開会の言葉を高坂 繁光会長職務代理者からお願いいたします。

○高坂 繁光会長職務代理者

ただ今から、第 5 回青森市農業委員会総会を開会いたします。

《 開 会 》

○事務局次長

次に『青森市農業委員憲章』の唱和をいたします。お手元の議案書の裏面を御覧下さい。前段を会長が読みますので、そのあとを皆さんで御唱和いただきたいと思います。存じま

す。恐れ入りますが、皆様その場で御起立をお願いいたします。それでは、会長よろしくをお願いいたします。

○福士 修身会長

前文を私が読みますので、委員の皆さんは後に続いて御唱和をお願いします。

《 青森市農業委員憲章 唱和 》

○事務局次長

御着席をお願いいたします。

○事務局次長

次に、青森市農業委員会 福士 修身会長より御挨拶を申し上げます。

《 福士会長 挨拶 》

○事務局次長

ありがとうございました。次に、本日御出席をいただいております御来賓の方々から、御挨拶を賜りたいと存じます。最初に、青森市長からの御祝辞ですが、本日は前多 正博副市長に御出席をいただいております。代わって御祝辞をいただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

《 前多副市長 祝辞代読 》

○事務局次長

ありがとうございました。次に、青森市議会の里村 誠悦議長から御祝辞を賜りたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

《 里村議長 祝辞 》

○事務局次長

ありがとうございました。次に、一般社団法人青森県農業会議の山本 康樹会長から御祝辞を賜りたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

《 山本会長 祝辞 》

○事務局次長

ありがとうございました。本来であれば御臨席を賜りました皆様全てから、御挨拶をいただくとおりましたが、大変失礼とは存じますが、以降、御芳名のみでの

御紹介とさせていただきます。

まず、青森市農林水産部 部長 金澤 保様です。

次に、一般社団法人青森県農業会議 事務局長 神 康仁様です。

○事務局次長

ここで、皆様には大変申し訳ありませんが、前多副市長並びに里村議長、金澤農林水産部長におかれましては、公務のため、ここで退席となりますことを、お許しいただきたいと存じます。委員の皆様、拍手でお見送りください。

《 前多副市長、里村議長、金澤農林水産部長 退席 》

○事務局次長

それでは、会議に移らせていただきます。

議長につきましては、『青森市農業委員会総会会議規則第 6 条』の規定によりまして、会長が務めることとなりますので、福士会長、議長席へ御移動をお願いいたします。

《 福士会長 議長席に移動 》

○議長（福士 修身会長）

それでは、早速ではございますが会議に入らせていただきます。議事進行にあたり皆様の御協力をお願いします。

また、会議で発言する際は、挙手の上、議長の許可を得てから御起立をいただき、議席番号を告げてから発言されるよう御協力をお願いします。

○議長（福士 修身会長）

最初に議事録署名者の指名ですが、議長から指名してよろしいかお諮りいたします。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議事録署名者は、18 番の工藤 努委員と 19 番の小泉 作郎委員を指名します。両委員、よろしくお願ひいたします。

○議長（福士 修身会長）

続きまして会期を定めます。会期は本日 1 日と決定してよろしいかお諮りします。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 32 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

議案書の 2 ページを御覧ください。

青森市農業委員会総会会議規則につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選任方法が、公選制から市長が議会の同意を得て任命する方法に改正されたこと、新たに農地利用最適化推進委員が新設されたこと、これまでの事務の内容別の部会は設置できなくなったことから、今回改正するものです。

まずは、第七条につきましては、「選挙による委員の一般選挙後最初に召集された総会」を「任命後最初の総会」に改めるものです。

次に、改正後の第十七条から第十九条につきましては、これは農地利用最適化推進委員が新設されることに伴い、農地利用最適化推進委員の出席、推進委員の発言、推進委員の議事参与の禁止の条項を追加するものです。

次に、3 ページにかけて記載している改正前の第二十三条につきましては、部会を設置しなくなるため、部会に対する報告の請求の規定を削除するものです。

この他に、条文の追加・削除による条の番号のずれを改めるものです。

最後に 4 ページの最後に記載の附則で、この規則は平成三十年四月一日に施行すると定めることとするものです。事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

それでは、本案に関する御質問や御意見がありましたら、どうぞ御発言ください。

○各委員

(質問等なし)

○議長（福士 修身会長）

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議案第 32 号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

続けて、議案第 33 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案書の 6 ページを御覧ください。

こちらの参考として、青森市農業委員会部会会議規則を掲載していますが、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、これまでの事務の内容別の部会は設置できなくなったことから、施行期日を平成 30 年 4 月 1 日として廃止するものです。事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

説明が終わりました。本案に関する御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議案第 33 号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

続けて、議案第 34 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案書の 8 ページを御覧ください。

青森市農業委員会事務処理規程につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、これまでの事務の内容別の部会は設置できなくなり、これまで部会で行っていた内容を総会で行うことになったことと、業務の実態にあわせるために今回改正するものです。

まず、第五条の振興チームの第七号につきましては、「及び農業振興部会」という文言を削除するものです。

次に、十二号、十三号につきましては、実態に合わせ、改正前の「区域内の」という文言を、削除するものです。

次に十六号につきましては、「農地台帳システムの整備管理」という表現を、「農地台帳の管理及び更新」という表現に改めるものです。

次に、農地チームの第五号につきましては、「区域内の農地等の利用の最適化の推進に関する事項」という文言を具体的に、「農地の移動あっせんに関する事」と改めるものです。

次に9ページを御覧ください。

次に、改正前の六号につきましては、削除するものです。

次に、改正後の六号につきましては、実態にあわせて追加するものです。

次に、七号につきましては、「システム」と「整備」の文言を削り、文言を「農地台帳の更新に関する事項」に改めるものです。なお、遊休農地に関する事項は、振興チームの事務として行うため、「遊休農地に関する事項を除く」という表現になります。

次に改正前に「分室」とありますが、これを正式な名称である「事務局分室」に改めるものです。

次に、改正後の事務局分室の第三号につきましては、実態にあわせ追加するものです。

次の第四号につきましては、「システム」という文言を削り、文言を「農地台帳の更新に関する事項」に改めるものです。なお、遊休農地に関する事項は、振興チームの事務として行うため、「遊休農地に関する事項を除く」という表現になります。

次に、改正後の事務局分室の第八号につきましては、実態に合わせ「区域内の遊休農地に関する事項」を追加するものです。

次の9ページから10ページに記載しておりますが、附則で「この規則は平成三十年四月一日に施行する」と定めることとするものです。

次に10ページから11ページにかけて、別表を記載しておりますが、11ページの別表の上から2段目と3段目の欄ですが、農地部会長の印と振興部会長の印の欄を削除するものです。

この他に、号の追加・削除による号の番号のずれを改めるものです。事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

説明が終わりました。御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

○各委員

(質問等なし)

○議長（福士 修身会長）

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議案第 34 号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

続けて、議案第 35 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

議案書の 13 ページを御覧ください。

農地台帳点検等実施規程につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、主に先程の規則等と同様の理由から今回改正するものでございます。

まずは、改正前の第一条、第二条につきましては、「本委員会」を「委員会」に改めるものです。

次に、改正前の第三条第一項、第二項、第三項については、「本委員会」を「委員会」に改めるとともに、公選制の廃止に伴い、選挙人名簿の調整等に関する部分を削り、農地台帳の記録事項のうち世帯及び農地等所有者の状況に係るものについては、固定資産税課税台帳及び住民基本台帳と照合する方法により実施するために改めるものです。

第四項につきましては、「農地法第三十条に基づく農地の利用状況調査」を「利用状況調査」に、「農地法第三十二条及び第三十三条に基づく利用意向調査」を「利用意向調査」に改めるものです。

次に、第四条につきましては、「農業委員会」を「委員会」に改めるとともに、「農地利用最適化推進委員」という文言を追加するものです。

次に、第五条と第六条につきましても、「農業委員会」を「委員会」へ改めるなどの文言を改めるものです。

次に 15 ページを御覧ください。

第七条につきましては、「全国農業会議所」の前に「一般社団法人」を追加するものです。

次に、第八条につきましては、農地台帳の窓口での公表と、農地台帳と農地に関する地図の閲覧の方法について、内容を明確にするため表記を分けたものです。

また、インターネット公開画面はインターネットでだれでも閲覧できるため、「インターネット公開画面の閲覧」という文言を削除するものです。

次に、第九条につきましては、業務の実態にあわせ、「農地に関する地図」の閲覧については、請求情報は不要であることから削除するものです。

次に、第十条と 16 ページに記載の第十三条につきましては、「農業委員会」を「委員会」に改めるものです。

この他に、項の追加・削除による項の番号のずれを改めるものです。

最後に附則で、この規則は平成三十年四月一日に施行すると定めることとするものです。事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

説明が終わりました。御質問や御意見がありましたら、どうぞ。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議案第 35 号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

続けて、議案第 36 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案書の 18 ページを御覧ください。

部会委員互選規程につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、これまでの事務の内容別の部会が設置できなくなったことから、施行期日を平成 30 年 4 月 1 日として、廃止するものです。

条文につきましては、議案書の 18 ページから 21 ページに掲載しております。事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

説明が終わりました。御質問や御意見がありましたら、どうぞ。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議案第 36 号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

続けて、議案第 37 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案書の 23 ページを御覧ください。

非農地証明事務処理規定につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、これまでの事務の内容別の部会は設置できなくなったことと、業務の実態にあわせるために文言を改めるものです。

まずは、2 の証明基準につきましては、他の規程等と同様に、表現を合わせるために「農業委員会」という表記を「委員会」に改めるものです。

次に、3 の事務処理につきましては、(1) のアとイに注として「(申請日前 3 月以内に交付されたもの)」という文言を追加するものです。

またエの「農業委員会」を「委員会」に改めるものです。

次に、(2) と (3) につきましては、これまでの「農地部会」を「委員会の総会」に改めるものです。

24 ページを御覧ください。

(4) から (6) につきましては、業務の実態にあわせるために、文言を追加するものです。

具体的には、(4) のアは、「12 月から 3 月は申請を受理しない。」

イは、「アに関わらず積雪その他の状態により現地調査が出来ないと見込まれる状態が継続する場合は申請を受理しないものとする。」

ウは、「申請書受理後の現地確認によりイの状態が確認された場合における現地調査は、申請書添付書類の有効期限内に限り、当該状態が解消された段階で行うものとする。」

(5) は、「(2) 又は (3) により、当該土地が非農地であると決定したときは、非農地証明書（様式第 2 号）を交付するものとする。」

(6) は、「当該土地が非農地証明交付対象地とならないと決定したときは、非農地証明申請に対する回答書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。」というものです。

25 ページを御覧ください。

様式第 2 号の非農地証明書については、右上の日付の上に文書番号を追加するものです。29 ページに掲載の様式第 3 号は、非農地証明交付申請に対する回答書を様式として新たに追加するものです。

最後に附則で、この規則は平成三十年四月一日に施行すると定めることとするものです。事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

それでは、本案に関する御質問や御意見がありましたら、どうぞ御発言ください。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議案第 37 号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

続けて、議案第 38 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案書の 28 ページを御覧ください。

要領の改正内容につきましては、主に農業委員会法の改正に伴う、新制度移行に伴うものとなっております。内容は他の規則等と同様に、「農業委員会」の文言を「委員会」

に改めるものです。

第3条、第4条は、来年度以降の農地パトロールは、農業委員と最適化推進委員で実施いたしますので、「推進委員」の文言を追加するものです。

第5条では、4月以降は部会が廃止され、総会で行うことに伴い改めるものです。最後に附則を記載のとおり定めることとするものです。

続いて29ページを御覧下さい。

別紙様式非農地通知書ですが、右上に文書番号を追加して、文章の中ほどの部分の1行目の「農地部会」を「総会」に改めます。事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

説明が終わりました。御質問や御意見はありませんか。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議案第38号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

続けて、議案第39号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案書の31ページを御覧ください。

手続き規定の改正内容については、主に2点となっております。

1点目は、31ページ、32ページに掲載のとおり、他の規則等と同様に、「農業委員会」の文言を「委員会」に改め、附則で、平成三十年二月二日に施行すると定めるものでございます。

2点目は、33ページから52ページにかけて、利用意向調査等の手続きに伴う様式がございしますが、それぞれのアンダーラインが文言の追加、取り消し線が文言の削除となっております。

改正理由でございしますが、国で定める農地法関係事務処理要領に改正がありまして、

利用意向調査等の手続きに伴う様式に変更になったことによります。これに併せて改正を行うものでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福士 修身会長）

事務局からの説明が終わりました。御質問や御意見がありましたら、どうぞ。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議案第 39 号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

続けて、議案第 40 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

まず、追加議案という形になったことにつきましては、事務上の不手際でありましてお詫び申し上げます。

それでは本日配布しました、「追加議案」と書かれた議案第 40 号を御覧ください。

農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）につきましては、10 月に推薦・応募を受付けたところ、市内 19 区域に各 1 名の定数に対し、19 区域全てに 1 名以上、合計で 29 名の推薦・応募がありました。

1 月下旬に農業委員の候補者が決定いたしましたことから、推進委員候補者選考委員会設置規則に基づきまして委員を委嘱するとともに、同選考委員会へ候補者の選考を諮問するものです。

選考委員会の設置規則、そして、選考委員会委員（案）につきましては、追加議案の 2 ページから 4 ページに掲載されております。

今後のスケジュールでございますが、選考委員会では 2 月中に選考作業を終えまして、選考結果を 2 月下旬頃に推薦または応募者にお知らせいたしまして、4 月に開催予定の農業委員会総会で、候補者を決定して委嘱することとなります。説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

事務局からの説明が終わりました。何か御質問や御意見がありましたら、どうぞ。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議案第 40 号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

次に、報告事項に入ります。報告第 14 号について、事務局から報告をお願いします。

（分室長 報告文のみ朗読）

○事務局

それでは、報告第 14 号「平成 29 年度農地パトロールの実施状況等について」です。

こちらは昨年 6 月から 7 月にかけて、委員の皆様と実施した農地パトロールの集計結果と、「荒廃農地 B 分類」に分類された農地の今後の事務手続きについて説明させていただきます。それでは議案書の 54 ページを御覧ください。A3 版の資料です。

農地パトロールの結果をまとめた表になっておりまして、表の上から順に青森地区、真ん中が浪岡地区、その下が青森地区と浪岡地区の合計となっております。

農地パトロールについては、「実施計画」に基づいて、青森地区は 6 月 9 日から 7 月 31 日まで計 22 回、浪岡地区が 6 月 9 日から 7 月 3 日までの計 11 回実施しております。

表の上段の区分については、左から順に「地区内の農地面積」、「荒廃農地 A 分類と再生利用困難な荒廃農地 B 分類の合計」、「荒廃農地 A 分類」及び「荒廃農地 B 分類」の内訳となっております。

その右の表が営農再開や基盤整備事業が行われて「解消」された農地の集計、一番右が、作物がまばらに栽培されるなど適切に管理されていない低利用の農地を「遊休農地 2 号」として集計しております。

また、表の下段には参考として、平成 28 年度実施結果の数値を掲載しております

て、そのさらに下が平成 28 年度から平成 29 年度への各項目の増減を記載してございます。

それではまず、青森地区の集計結果についてですが、「荒廃農地 A 分類」の欄を御覧ください。こちらについては、「H29 計」に記載のとおり、新規発生が 78 筆、面積が 107,506 m²で、前年に比べて増加しましたが、これは昨年度新規の荒廃農地が確認できなかった地区においても、今年度新たに荒廃農地が確認されたことによるものです。

しかし、A 分類全体では 1,079 筆、面積は 1,570,653 m²となっておりまして、前年から減少しておりますが、この理由といたしましては、解消や分筆による面積が減ったということがあったほか、A 分類だったものが荒廃が進んで、荒廃農地 B 分類と判定された農地が 100,000 m²以上あったことが挙げられます。

次に「荒廃農地 B 分類」についてですが、全体で 265 筆、383,209 m²となっておりまして、前年度よりわずかに減少しております。これは新規発見などの増加分より、昨年 3 月の農地部会で、非農地と判断した農地など減少分が多かったことが挙げられます。

次に「解消」については、全体で 66 筆、81,309 m²と前年度を下回っておりますが、前年度は基盤整備事業によって解消された面積として約 430,000 m²計上していたことが主な要因となっております。ちなみに遊休農地 2 号は、昨年度は 2 筆ありましたが、保全管理によって解消されたことと、A 分類へ移行したため今年度、遊休農地 2 号はございませんでした。

青森地区の荒廃農地の表の左側の網掛け部分の合計のところを御覧ください。筆数が 1,344 筆、面積にして 1,953,862 m²となっておりまして、前年度比で 77 筆、83,827 m²の減となっております。

次に浪岡地区を御覧ください。「荒廃農地 A 分類」は、新規発生が 29 筆、61,938 m²で前年に比べて面積が大きく増加しましたが、これは主に一筆の面積が大きい樹園地等の畑において新規発生が多かったためです。しかし、全体で見ますと 70 筆、面積は 145,560 m²となっており、前年度と比較しますと 23 筆、77,051 m²の減少でありました。これは解消された農地があったほか、青森地区と同様、荒廃が進んで荒廃農地 B 分類と判定された農地が 100,000 m²以上あったことが挙げられます。

次に「荒廃農地 B 分類」についてですが、全体で 334 筆、1,002,558 m²となっております。こちらは前年度よりわずかに増加しておりますが、これは新規発見があったほか、A 分類から荒廃が進んで B 分類へ移行した増加分が、昨年の農地部会で非農地と判断した農地などより多かったということになります。

「解消」については、全体で 20 筆、41,950 m²となっており、遊休農地 2 号はありませんでした。

浪岡地区の荒廃農地の網掛けした合計の部分の部分を御覧ください。筆数が 404 筆、面積で 1,148,118 m²となり、前年度に比べて 3 筆増えたものの、面積では 52,801 m²の減となっております。

全体のまとめですが、青森地区と浪岡地区の合計を見ますと、「荒廃農地 A 分類と

「荒廃農地B分類の合計」は1,748筆で、面積が3,101,980㎡となっており、前年比で74筆、面積が136,628㎡減少しております。全体の面積が減った主な理由といたしましては、昨年度のB分類のうち、158筆の非農地判断を行ったことが第一に挙げられます。その他、A分類とB分類であった農地で営農を再開されていた農地や保全管理が行われたこと、河川や道路に分筆され面積が減った農地や、そのほか違反転用の疑いのある農地があったことが挙げられます。

また、「解消の合計」も前年実績の数値が大きいです。昨年、平成28年度は、「農地利用の最適化」が必須業務になったことにより、過去に荒廃農地と判定されていた農地を重点的にパトロールした結果、保全管理などで解消されていた農地が多く確認されたことと、青森地区において基盤整備事業が実施された地区がありまして、解消の実績がまとめて計上されたことが、今年度と差が出ている主な要因となっております。実施結果の説明は以上です。

次に、一枚めくっていただいて55ページを御覧下さい。

こちらは「農地・非農地の判断手続きフロー」ですが、農地パトロールにおいて、荒廃農地B分類と判断された農地の今後の事務手続きについて御説明いたします。

先程の集計結果の中で、農地として再生利用が困難な「荒廃農地B分類」と判断された農地が、青森地区が265筆、浪岡地区が334筆の計599筆確認されております。

これらの農地につきましては、「農地パトロール（利用状況調査）実施要領」に基づいて、非農地判断の事務手続きを進めていくこととしておりまして、その際、農地・非農地の判断の流れは、こちらのフロー図を参考にさせていただければと思います。

実施要領の中で、農地に復元して利用することが不可能な土地と判断され、農業委員会農地部会の議決により「農地に該当しない土地」と判断した農地は、29ページに掲載の「非農地通知書」を送付することとしております。

よって本年3月の農地部会においては、「航空写真」などを基に「農地」か「非農地」かの判断をしていただくこととなりまして、「非農地」と判断された農地の所有者に対しては、「非農地通知書」を送付するとともに、関係機関に対し通知することとなります。

本日、委員の皆様には、その農地部会で審議する際の資料等について、簡単に御説明いたします。

本日配布した資料の「平成29年度農地パトロールにおいて荒廃農地B分類と判断された農地一覧」を御覧ください。右上に「青森地区」と書いてあるものが5ページあり、その後ろがカラーA3版の非農地判断候補の図面が入っております。そのあとに「浪岡地区」の一覧とその図面が続いて、一式の資料となっております。浪岡地区は今回、非農地の候補が多いため、図面は場所が分かりやすいようにかなり広域の図面を使用しておりますけど、これから拡大した航空写真を回覧しておりますので、こちらは参考に見ていただきながら、聞いていただければと思います。回覧しますので、隣の方に順番に渡していただければと思います。

それでは浪岡地区の農地一覧で御説明します。非農地の候補として、事務局で選択した農地に網掛けをしてあります。網掛けの農地がある場所は、A3の図面に番号で

表示してありまして、網掛けの一番左の欄「図面 No.」に書かれてある番号と一致しています。また、いま回覧しております航空写真の番号もこれと一致しています。

例えば、一覧の「図面 No. 1」が図面で見ますと、右側の真ん中辺りの青森空港付近にある①と対応しております。他にも同じになっております。「図面 No. 2」が、青森空港の上の所の②と一致しています。おおよその場所を見ていただければと思います。

次に「農地」か「非農地」かの判断の考え方についてですが、一つとして、「農地一覧」の一番右の「機構」の項目に「○」が付いているものがありますが、こちらは所有者等に対して今後の農地の利用意向調査を実施した結果、「農地中間管理機構を利用する」との意向の表明があった農地です。「○」が付いた農地につきましては、農地中間管理機構における農地としての利用が可能かどうかの判断をして、その後で改めて「農地」か「非農地」かを判断することとなりますので、今回の候補には入れておりません。

二つ目ですが、集団的なまとまりのある農地の中にある農地や、水路の状況等から農地として復元すべきと思われる農地などは非農地の候補にするのではなくて、引き続き今後のパトロールで調査をしていく農地としております。

三つ目としては、違反転用状態と思われる農地です。これらの農地についても、違反転用になるのかどうかを見て、今後、適正な手続きを進めていきたいと考えております。

以上の三つの考え方を基に、青森地区に関しては荒廃農地 B 分類全体 265 筆のうち、網掛けした 3 筆、浪岡地区は 334 筆のうち、網掛けした 92 筆、合わせて 95 筆を非農地の判断をする農地の候補として、今後の農地部会で審議していただくことで考えております。農地パトロールに関する説明は以上となります。

○議長（福士 修身会長）

ただいま、報告第 14 号についての報告がありましたが、質問はありませんか。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

無いですので、続けて報告第 15 号について、事務局から報告をお願いします。

（分室長 報告文のみ朗読）

○事務局

今年度実施いたしました地域の農業振興に関する要望の経過について、御報告いたします。

まず今年度の要望内容を昨年 6 月上旬に委員の皆様にご募集し、提出があった文案を昨年 6 月 28 日開催の農業振興部会において審議し、議案書 57 ページに記載の「要望

①日本農業と国民の利益を主張する国際農業交渉を求める要望」、58 ページに記載の「要望②新たな農業委員会制度の定着支援とネットワーク機能の強化について」、以上の2本を東青地区農業委員会大会への提出要望として決議いたしました。

決議した要望内容につきましては、昨年8月18日開催の東青地区農業委員会大会での決議を経まして、11月24日の午前に、東青地域県民局地域農林水産部に対して要望書として提出しました。当日は、東青地区の農業委員会会長及び事務局長も出席し、地域農林水産部の皆様と意見交換会を実施いたしました。

その際、県民局側からは、当委員会が提出した2本の要望のうち、57ページに掲載の「日本農業と国民の利益を主張する国際農業交渉を求める要望」については、国に対していかなる国際農業交渉の内容であっても、丁寧に情報提供を行うよう要請しているなどの話がありました。

また、58ページに掲載の「新たな農業委員会制度の定着支援とネットワーク機能の強化について」は、国に対して農業委員等の資質向上のための研修等に必要な予算を確保するよう要望しているほか、農地台帳公開システムの運用経費について、機構集積支援事業の補助事業とするよう働きかけて行く考えであることや、農地利用の最適化を進めるための農地利用最適化交付金においては、成果報酬の捉え方など現場で混乱が生じないように、国と協議しながら指導を行っていく考えであるとのことでした。

これら2件の要望につきましては、11月24日の県農業委員会大会において政策提案決議事項にも反映されておりますほか、11月30日には福士会長が東京都で開催された全国農業委員会会長代表者集会への出席と併せて、東青地区農業委員会連絡協議会として、直接、県選出国會議員本人に対して、要請活動を行っております。

要望の内容については、資料に記載のとおりですので、朗読は省略させていただきます。事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

ただいま、報告第15号についての報告がありました。御質問などはございませんか。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

無いですので、最後に報告第16号について、事務局から報告をお願いします。

（分室長 報告文のみ朗読）

○事務局

議案書の 60 ページを御覧ください。

こちらは、平成 29 年の 1 月から 12 月の間に締結された賃貸借契約の賃借料について、田・普通畑・樹園地別に掲載しており、農地部会で審議し、承認された内容となっております。

また、61 ページには青森地区、62 ページには浪岡地区の『平成 30 年度 青森市農作業標準労賃等表』を掲載しております。

標準労賃表に記載されている内容は、農業振興部会で見直された農作業労賃等の標準額となっております。

網掛けの部分が今回変更になった部分で、青森地区、浪岡地区とも標準額「6,000 円」の農作業労賃の作業については、県の最低賃金の改定に伴い平成 29 年度「5,800 円」から 200 円の引き上げとなっております。

また、浪岡地区の果樹作業・せん定については、審議の中で、「近隣の状況を踏まえて、金額に幅を持たせた方がいいのではないか。」という意見を踏まえ、平成 29 年度の「8,000 円」から平成 30 年度は「8,000 円～10,000 円」と幅を持たせた設定となりました。

表面に農作業標準労賃等表、裏面に賃借料情報を印刷したものを青森、浪岡地区の 2 種類、計 1,000 枚作成し、3 月上旬から事務局がある柳川庁舎、浪岡庁舎の他、市内の農協本・支店や土地改良区でも配置するとともに、広報あおもりや青森市ホームページでも広く農業者にお知らせする予定としております。事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

ただいま、報告第 16 号についての報告がありました。これに対して御質問などございましたらどうぞ。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

無いようですので、以上で本日予定した案件と報告を終了いたします。

○議長（福士 修身会長）

次に、その他に入ります。まず事務局から何かありましたらどうぞ。

○事務局

（事務局から議案第 39 号の「9 附則」の記載についての訂正）

○議長（福士 修身会長）

委員の皆さんから、何かありましたらどうぞ。

○各委員

(意見等なし)

○議長（福士 修身会長）

無いようですので、以上で会議を終了いたします。

委員の皆様には、スムーズな議事運営への御協力、誠にありがとうございました。

○事務局次長

それでは、閉会の言葉を高坂 繁光会長職務代理者からお願いいたします。

○高坂 繁光会長職務代理者

これを持ちまして、第5回青森市農業委員会総会を閉会いたします。

《 閉 会 》